

新型コロナウイルス感染症の対応について

令和 2 年 1 月 16 日に、神奈川県より、県内で新型コロナウイルスによる肺炎患者が発生したとの通知を受けた後、現在に至るまでの横浜市教育委員会の主な対応について報告します。

1 第 1 期(県内での患者発生、中国からの帰国者対応)

(1) 感染症予防対策について

令和 2 年 1 月 16 日の神奈川県内での肺炎患者発生の神奈川県からの通知を受け、各学校に、①手洗い、うがい、マスクを着用しての咳エチケット等の通常の感染症予防対策、②児童生徒の健康観察の強化、③咳や発熱等のある場合に速やかな医療機関の受診等の指導の依頼を通知しました。

(2) 春節後の中国から帰国(来日)した児童生徒への対応について

その後、1 月 28 日に文部科学省から新型コロナウイルス感染症が、指定感染症の指定された旨の通知、1 月 29 日に文部科学省から春節後の中国から帰国(来日)した児童生徒等への対応についての通知、2 月 3 日及び 2 月 10 日の同通知の内容更新、2 月 10 日の横浜市の「帰国者・接触者相談センター」の開設などを受けて、1 月 29 日以降、次のような対応をしてきました。

これまでの感染症予防対策に加え、①中国(現在では、加えて韓国)から帰国された児童生徒については、保護者と連絡を密にし、2 週間はご家庭でも学校でも、より丁寧な健康観察をすること、②特に湖北省及び浙江省(現在は、加えて韓国・大邱(テグ)広域市及び慶尚北道清道郡(キョンサンプクト チョンドグン)から帰国した児童生徒については登校を控え、ご自宅での 2 週間の健康観察をしていただくこと、③37.5 度以上の発熱や咳などの症状がある場合には、速やかに区福祉保健センター(後には、帰国者・接触者相談センター)にご相談いただくことを学校に通知しました。なお、このような 2 週間のお休みは、欠席とはしない取り扱いとしました。また、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないよう配慮するよう併せて通知しています。

(3) 高等学校入学者選抜について

高等学校入学者選抜については、神奈川県からの通知により、神奈川県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を志願している志願者が、新型コロナウイルス感染症と診断された等により、2月に実施する検査が受検できない状況の場合に、3月に追加検査を実施することとしました。

2 第2期(児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業と卒業式開催の対応)

令和2年2月25日の文部科学省からの通知を踏まえ、令和2年2月26日、横浜市としての児童生徒等に新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合の対応と、卒業式の対応について、各学校に通知しました。

(1) 児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業について

児童生徒、教職員、支援員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合は、当該校を2週間臨時休業とし、特別支援学校については、児童生徒等に加え、スクールバス及び左近山特別支援学校の福祉車両等の運転者、介助員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合も同様に2週間臨時休業とすることとしました。

(2) 卒業式について

ア 学校内に新型コロナウイルス感染症を発症した児童生徒、教職員、支援員等がない場合

感染症対策を十分に行い、卒業式を実施することとします。具体的には、次の点に留意されるよう学校に通知しました。

- (ア) 可能な限り、予行等の事前練習を少なくする。
- (イ) 参加人数を極力抑える。(①在校生、②保護者代表(PTA会長等)を除く保護者・来賓の参加の取りやめ。)
- (ウ) 式典内容を精選し、式典全体の時間短縮を行う。(①祝辞の割愛や時間短縮、②卒業証書の授与を代表児童生徒に行う等の工夫をする。)

イ 児童生徒(卒業する児童生徒、在校児童生徒問わず)等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

当該校は、2週間の臨時休業とし、その期間内に卒業式が設定されていた場合は、卒業式は実施しません。卒業証書は、登校日時を適切に設定するなどして、児童生徒に交付します。

一方、2週間の臨時休業の期間後に卒業式が設定されていた場合には、前記アに準じて、卒業式を実施します。

3 第3期（横浜市立学校の全校一斉臨時休業）

(1)臨時休業について

令和2年2月28日文部科学省より、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染症の感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、令和2年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう要請がありました。また、併せて、卒業式等を実施する場合は、感染防止の措置を講じ、必要最小限の人数に限って開催するよう要請されました。

この通知を受け、本市としては、学校の臨時休業準備を整えたうえで、令和2年3月3日(火)から、3月13日(金)まで市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校全校を臨時休業とし、令和2年2月28日全校に通知しました。

また、3月9日(月)には、臨時休業を3月24日(火)まで延長し、25日(水)を修了式等の実施にあてることを全校に通知しました。

(2)「緊急受入れ」について

この臨時休業期間中、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合には、学校において緊急受入れを実施しています。対象は、①小学校低学年(1～3年生)、②小学校・中学校個別支援学級(全学年)、③特別支援学校(全学部)とし、また、受入れ時間は、通常の授業時間内としています。

なお、上記の対象以外で、障害等により1人で家庭で過ごすことが実際に困難で、保護者等からお申し出があった場合は、学校が状況を確認の上、必要に応じて受入れを行っています。

(3)卒業式について

休業期間中に卒業式が設定されている場合には、前記「2 第2期(児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業と卒業式開催の対応)」の(2)記載の「卒業式について」と同様の対応となります。

(4)臨時休業期間中の家庭訪問等について

臨時休業期間中、学校において、教育相談や家庭での状況把握のため、家庭訪問や電話連絡等を行い、学校再開に向けた情報収集と感染症拡大防止に向けた取り組みを行い、児童生徒が安心して学校生活に復帰できる体制づくりをします。

(5)臨時休業期間中の健康観察について

児童生徒の保護者に向けて、臨時休業期間中、毎朝の検温、せきやだるさ等の症状の確認、発熱・せき等で医療機関を受診した場合や新型コロナウイルス感染症と

診断された場合のすみやかな学校への連絡をお願いしています。

(6)学校への消毒薬及びマスク(教職員向け)の配付について

市立学校全校へ、消毒用のアルコール及び教職員向けにマスクを配付しました。

なお、マスクについては現在確保が難しいことから、放課後キッズクラブやはまっこふれあいスクール等も含めて配付しています。

※参考資料

資料1

「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」及び
「学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方」について（通知）・・・・・・・・5

資料2

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援
学校等における一斉臨時休業について（通知）・・・・・・・・16

資料3

小学校、中学校及び高等学校等における一斉臨時休業の延長と修了式等につい
て（通知）・・・・・・・・24

資料4

特別支援学校における一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）
・・・・・・・・26

教健第 3378 号
令和 2 年 2 月 26 日

学校長
校長代理

健康教育課長
小中学校企画課長
高校教育課長
特別支援教育課長
教職員労務課長

**「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」及び
「学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方」について（通知）**

文部科学省より学校の臨時休業の措置に関する方針と学校の卒業式等の開催に関する考え方が示されました。その内容をお知らせするとともに横浜市の考え方を通知します。

臨時休業等については、別添の文部科学省通知「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」を踏まえ、当面の間、横浜市の対応は次のとおりとします。

児童生徒、教職員、支援員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合は、当該校を 2 週間臨時休業とします。

特別支援学校については、スクールバス及び左近山特別支援学校の福祉車両等の運転者、介助員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合も同様に 2 週間臨時休業とします。

卒業式については、添付資料の文部科学省通知の「学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方について（令和 2 年 2 月 25 日時点）」を踏まえ、横浜市の対応は別紙のとおりとします。

添付資料

- 令和 2 年 2 月 25 日「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」
- 令和 2 年 2 月 25 日「学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方について（令和 2 年 2 月 25 日時点）」

担当：健康教育課 電話 671-3275
小中学校企画課 電話 671-3266
高校教育課 電話 671-3743
特別支援教育課 電話 671-3958
教職員労務課 電話 671-3247

「新型コロナウイルス感染症」に関する横浜市立学校卒業式の対応について

1 校内に「新型コロナウイルス感染症」を発症した児童生徒、教職員、支援員等がない場合

→感染症対策を十分に行い、卒業式を実施する。

○可能な限り、予行などの事前練習を少なくしてください。

○参加人数を極力抑えてください。

- ・在校生の参加の取りやめ
- ・保護者・来賓の参加の取りやめ
- ・保護者代表（PTA 会長等）の参加は可

※教育委員会関係者（教育長、教育委員、教育委員会事務局職員）は出席しません。

○式典の内容を精選し、式典全体の時間短縮をしてください。

- ・祝辞の割愛又は時間短縮
- ・卒業証書授与は代表児童生徒に行い、他の児童生徒には教室等で別途授与するなどの工夫をしてください。

○感染予防に努めてください。

- ・風邪のような症状がある者の参加の取りやめ
- ・「呼びかけ」などの中止による飛沫飛散防止
- ・手洗いやアルコール消毒などによる除菌

2 児童生徒（卒業する児童生徒、在校児童生徒問わず）、教職員、支援員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合（当該児童生徒は『出席停止』。停止期間は医師の指示による）

→2週間の臨時休業とし、その期間内に卒業式の実施日が設定されている場合は、行わない。卒業証書は、登校する日時を適切に設定するなどして、児童生徒に確実に授与する。

→2週間の臨時休業とし、その期間後に卒業式の実施日が設定されている場合は、上記1に準じて行う。

3 ○義務教育学校6年生の修了式については、上記1・2に準じてください。

○特別支援学校については、卒業生の保護者の出席は可とします。ただし、最小限の人数での出席をお願いしてください。

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係
03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係
03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする，保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて，参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し，式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付，卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
- ・予行等は取りやめ，式典当日のみの実施とすること

※卒業式を想定していますが，必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ，試験会場の清掃やアルコール消毒，こまめな換気の実施，試験会場へのアルコール消毒液の設置，咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いいたします。また，新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から，追試験の実施等の対応を検討していただくとともに，入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ，可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお，新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら，必要に応じて，最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については，日々状況が変化しているところであり，当課より事務連絡等を発出した際には，文部科学省のホームページに掲載しますので，こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

校 長
校長代理

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

令和2年2月28日付文部科学事務次官通知（別添）により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、臨時休業を行うよう依頼がありました。

これを受けまして、横浜市の対応を以下のとおりといたします。

1 一斉臨時休業期間について

令和2年3月3日（火）から3月13日（金）まで

※上記休業期間中は部活動も実施しないこととします。

※上記休業期間以降の対応については3月9日（月）に別途通知予定。

2 卒業式について

令和2年2月26日 教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について（通知）」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、以下のとおり緊急受入れの対応をお願いします。ただし、緊急受入れは臨時休業の目的（感染拡大防止）を踏まえた上での緊急的な対応であることを認識して対応することとし、また、感染または感染の可能性がある場合は緊急受入れを行わないことを徹底することとします。

(1) 対象

小学校低学年（1～3年生）

小学校、中学校個別支援学級（全学年）

特別支援学校（全学部）

(2) 給食、昼食

小学校の給食、中学校のハマ弁は実施しないものとし、特別支援学校の給食は実施するものとします。

(3) 受入れ時間

原則、通常の課業時間内とします。

- (4) 特別支援学校の登下校
スクールバス等は通常時と同様に運行することとします。
- (5) その他、詳細については3月2日（月）までに別途通知します。

4 保護者への通知

別紙「一斉臨時休業について」に基づき、保護者あてお知らせください。なお、各学校の状況に応じて適宜修正していただいても構いません。また、休業中の過ごし方等については、別途通知します。

5 今後の予定

令和2年3月2日（月） 休業中の家庭訪問等の対応について各学校あて通知
3日（火） 休業開始

6 その他

- (1) 教育課程については、教育課程推進室から別途通知します。
- (2) 臨時休業期間中の健康観察、給食、ハマ弁の詳細については、健康教育課から別途通知します。
- (3) 高等学校の合格手続き、新入生説明会、高校入試等については、高校教育課から別途通知します。
- (4) 特別支援学校の緊急受入れ、通級指導教室については、特別支援教育課から別途通知します。
- (5) 放課後事業については、こども青少年局放課後児童育成課から別途通知します。
それを踏まえて、教職員も可能な限り運営に協力してください。
- (6) 教職員は、基本的には勤務することになるが、詳細については、教職員労務課から別途通知します。

7 添付資料

- (1) 令和2年2月28日「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（文部科学事務次官通知）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業についてのお願い（保護者あてお知らせ）（小・中・高等学校用及び特別支援学校用）

担当：小中学校企画課 電話 671-3266
教育課程推進室 電話 671-3732
高校教育課 電話 671-3743
特別支援教育課 電話 671-3958
健康教育課 電話 671-3275
教職員労務課 電話 671-3247



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

保護者への配付日を記載してください。

令和2年 月 日

保護者の皆様へ

文 例

横浜市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための 一斉臨時休業についてのお願い

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部での対応方針を受けて、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、全国の小、中学校、高等学校及び特別支援学校において、一斉臨時休業を行うよう文部科学省より通知がありました。

これを受けて、横浜市立学校では、次の期間において臨時休業とします。

臨時休業期間

令和2年3月3日（火）から3月13日（金）まで

- ※ 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- ※ 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

多くの人が集合することを避けて、感染拡大のリスクを抑えるための休業実施であり、家庭での対応が可能な場合は、できる限り家庭での対応をお願いします。

ただし、休業期間中、小学校低学年（1・2・3年生）及び個別支援学級の児童生徒（全学年）、特別支援学校の児童生徒（全学部）のうち、保護者の就業その他家庭での対応が困難な場合について、各学校において「緊急受入れ」を実施します（詳細については、後日、改めてお知らせします）。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちへの感染拡大を防ぐための措置に御理解をいただけますようお願いいたします。

保護者への配付時に、
学校名と連絡先を記載してください。

担当 ○○○○○○○学校
(電話) ○○○-○○○○

校 長
校長代理

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校等における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※上記期間を含め3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式に出席できる児童生徒は、すでに通知しているとおおり、卒業生のみです。

※卒業式には義務教育学校前期課程の修了式を含みます。

2 修了式等の実施に当たって

(1) 実施日

令和2年3月25日（水）とします。

ただし、学校規模等によっては、感染リスク対策の観点から、24日（火）、25日（水）の両日を修了式等の実施日として、児童生徒を分散して登下校させることも可能とします。

(2) 修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。また、学校の規模等により、多くの児童生徒が同時刻に学校にいることが懸念される場合は、登下校時間を調整するなどご検討ください。なお当日は、2時間程度の短時間の登校とし、昼食はなしとします。

(3) 出席簿上の扱いについて

課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔(韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

引き続き、延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても対応してください。ただし、26日（木）以降の学年末休業・春季休業は、実施しません。卒業式実施日の緊急受け入れについては、現在調整中です。別途通知します。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

担当：小中学校企画課 電話 671-3266

高校教育課 電話 671-3743

健康教育課 電話 671-3275

特別支援学校長

教 育 長

特別支援学校における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※スクールバス等は運行します。

※給食は、各学校の年間計画とおりに実施します。

※上記期間中及び3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式への参加は、すでに通知しているとおりに、卒業生とその保護者のみです。

2 修了式等の実施に当たって

(1) 実施日

同一日にすべての学部・学年で修了式等を実施する場合は令和2年3月25日（水）とします。

日を分けて学部ごと等に分散して修了式等を実施する場合は、最終日が令和2年3月25日（水）となるように設定してください。

(2) 修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。

全校一斉に登校するのではなく、大きな集団となることを避けたり、登下校中のスクールバス等での感染を予防したりする観点から、例えば学部ごとに分けて修了式等を実施したり、または在籍幼児児童生徒の3分の1ずつ登校日を指定し1日の登校する幼児児童生徒の数を減らして修了式等を実施したりするなど、各学校の状況に応じて実施方法を決定してください。

また、同一日に修了式等を実施する場合でも、通常の登校時間をずらして、通学時の混雑を避ける、学部ごとに集合時間を変えて登校させる等の工夫もご検討ください。

(3) 出席簿上の扱いについて

修了式実施日は課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔(韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても引き続き対応してください。

原則として、卒業式の日も緊急受け入れは実施します。

ただし、各学校の状況に応じて、卒業式当日の緊急受け入れを中止や短縮することも可とします。その場合には、保護者への事前周知、放課後デイサービス事業者等との十分な連携等、幼児児童生徒・保護者に混乱のないよう配慮をお願いいたします。

26日(木)以降の学年末休業・春季休業期間中は、実施しません。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

担当：特別支援教育課 電話 671-3958